

IT Topics & News

第1回規制制度改革ワーキングチーム開催

【IT総合戦略本部】

IT利活用に係る規制制度改革を進めるIT総合戦略本部では、11月7日、第1回規制制度改革ワーキングチームを開催。これまでの取り組み、規制改革推進会議の動きなどについて、報告や意見交換を行った。

規制制度改革の流れは、まず改革のための「アクションプラン」を策定し、個別項目の改革を推進するとともに、基本原則や各省庁による取り組みを定めた「基本方針」を決定することを目標に、2013年より行動が開始されている。アクションプランでは、これまで対面・書面交付が前提とされる行政・民間サービスの手続きを含め、IT利活用の裾野拡大の観点から精査・検討し、28項目の対処方針を固めた。また、毎年2回、進捗状況を評価・フォローアップ。2016年3月の段階で、地下街等での電波申請書の簡素化や、高等学校の遠隔教育、国税関係帳簿類の電子化保存など、28手続中に措置済み案件が15手続となった。一方で、これらの規制制度改革に伴い、実際どのような成果が得られたのかも含めた、さらなる分析が必要との認識も示された。

また、行政・民間において書面による保存・交付等が規定されている手続について「全数調査」を2回実施した。その結果、行政手続中（総手続数19,329手続）のう

ち、官（中央）民間の8,040手続がオンライン化で、未オンライン化手続は11,092手続だった。一方で、法令上オンライン化が不可な手続は全体の約1%の197手続だった（図1）。オンライン化を阻害する要因としては、行政処分、審査・検査等、本人の真正性確保などが挙げられている（図2）。

地方と民間の手続は、総手続数が14,160手続で、そのうち9,850手続が法令上オンライン化が可能な手続で、全体の30.4%にあたる4,310手続が法令上オンライン化不可な手続だった。

ただ、不可手続の中も今後は原因調査などを行い、法令上の措置等を検討。新たな法制度の検討と併せて、オンライン化不可の妥当性を判断し、必要に応じて法制上の措置を講ずることを示した。

IT利活用の基本方針については「電磁的処理（IT優先）」「双方向性活用」「安全・安心な情報の高度な流通性の確保」「行政保有情報の共同利用」「情報通信システムの共有化・標準化」を5原則として定めた。2016年5月の「世界最先端IT国家創造宣言」改定閣議決定を踏まえ、今後さらなるアクションプランの見直しを行う方向だ。

※詳しくはIT総合戦略本部のニュースリリースを参照
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2>

（図1）法令上オンライン化が可能な手続と不可な手続

分類	総手続数	法令上オンライン化が可能な手続		法令上オンライン化が不可な手続
		オンライン化実施中手続 ＜オンライン化手続＞	オンライン化実施していない手続 ＜未オンライン化手続＞	＜法令上不可手続＞
行政手続	官－民等	19,329手続	8,040手続 ※行政手続オンライン化法 第10条に基づく調査	11,092手続 ※うちオンライン化を停止した手続： 4,438手続
	地方－民等	14,160手続	9,850手続 ※うち、オンライン化実施中手続：少なくとも2,797手続以上	4,310手続(30.4%) ※うち検討対象手続：108手続
民間取引	民－民	3,005手続	2,684手続	321手続(10.7%) ※うち検討対象手続：34手続

（注）重複計上等があるため、調査結果に係る数値については、今後精査の上で、見直す可能性がある。

（図2）オンライン化を阻害する要因

